

大阪府最低賃金

令和4年10月1日から

時間額 **1,023**円

使用者も、労働者も、必ず確認。

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金	

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当	大阪府最低賃金について詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。  
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）	
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）	
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金	

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～



大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。

